

名古屋市立中学校に関する調査に係る経緯等について

2月16日(金)

- 名古屋市立中学校の総合的な学習の時間において、授業の実施（全校一斉総合）

2月17日(土)

- 中日新聞にて報道
- 赤池議員から官房長に情報伝達、確認依頼

- ・官房長が、赤池誠章参議院議員からショートメールにて、「国家公務員違反者が教壇に立てるのですか。確認お願いします。」という確認依頼を受ける。(赤池議員は、池田佳隆衆議院議員から当該中日新聞を提示され、問題提起を受けたとのこと。)

2月19日(月)

- 池田議員から前教育課程課長が記事入手
 - ・官房長から初等中等教育局に、確認依頼に関する情報が伝えられる。
 - ・前教育課程課長から池田議員に対し、当該新聞記事の提供を求め、池田議員より新聞記事の提供を受ける。
 - ・初等中等教育局において、新聞記事の内容を確認し、名古屋市教育委員会に事実関係を確認する必要があると判断する。

○教育課程課長補佐から名古屋市教育委員会に電話で事実関係の確認

- ・新聞報道を受け、13時30分頃、名古屋市立中学校における総合的な学習の時間の全体計画や年間指導計画、当該授業の概要、保護者への案内等に関する情報提供を依頼。
- ・名古屋市教育委員会から、2回のメール（1回目16時14分頃、2回目17時42分頃）にて、総合的な学習の時間の全体計画、当該授業の内容の概要に関する資料等の提供を受ける。（資料は別途保存）
- ・教育課程課長から初等中等教育局長に名古屋市教育委員会からの資料と聞き取り事項の説明を行い、提供された資料から、詳細な授業の内容や前次

平成30年4月10日(火)
文部科学省初等中等教育局
教 育 課 程 課

官を講師として招いた経緯等が十分に明らかとならなかつたため、追加的な確認を文書により行う必要がある旨、初等中等教育局として判断する。

- ・教育課程課長から教育課程課長補佐に対し、名古屋市教育委員会に確認すべき事柄に関し、天下り問題に関する事実関係、過去の報道内容の確認について指示を行う。以降、教育課程課長補佐は、左記情報の収集を行う。

2月20日(火)

○初中局長、官房長から赤池議員へ状況のご説明

- ・19日(月)に名古屋市教育委員会から回答を受けたが、詳細な授業の内容や前次官を講師として招いた経緯等が十分に明らかとならなかつたため、更に確認をすることを考えている旨をわずかな時間で簡単に説明。
- ・これに対し、赤池議員から、「問題提起をされ、かつ地元の議員である池田議員にも文科省から経過報告はしてください。」という趣旨の依頼があった。

2月22日(木)

○初中局(審議官・教育課程課長・課長補佐)から池田議員へ状況のご説明

- ・19日(月)に名古屋市教育委員会から提供を受けた内容について説明。
- ・その際、詳細な授業の内容や前次官を講師として招いた経緯等が十分に明らかとならなかつたため、更に確認をすることを考えている旨を伝達。
- ・これに対し、池田議員から、「それではまた分かったら教えてほしい。」という趣旨の依頼があった。

2月28日(水)

○初等中等教育局において、質問状の内容を確定

- ・午後、17日付の新聞記事、名古屋市教育委員会から提供を受けた資料、天下り問題に関する事実関係、過去の報道内容を基に、教育課程課長が教育課程課長補佐に対し、質問状に記載すべき質問事項について具体的に指示を行い、指示を受けた教育課程課長補佐が15項目の質問状を作成し、教育課程課長から了承を得る。

平成30年4月10日(火)
文部科学省初等中等教育局
教 育 課 程 課

- ・教育課程課長及び教育課程課課長補佐から初等中等教育局長に対し、質問状について確認を求め、初等中等教育局長がその内容を了承。また、翌日、参考として質問状を池田議員事務所に届けることについても了承。
- ・なお、22日(木)に池田議員へ本件に関する説明を行ってから3月1日(木)までの間、初等中等教育局の職員は、赤池議員及び池田議員と本件に関して接触していない。

3月 1日(木)

○教育課程課課長補佐から質問状を池田議員事務所に情報提供

- ・教育課程課課長補佐が池田議員事務所を訪れ、質問状を持参。
- ・なお、この情報提供は、池田議員から事前に質問を見せるようにとの指示などがあったわけではなく、22日(木)に池田議員に本件に関する説明を行った際、「それではまた分かったら教えてほしい。」という趣旨の依頼があったこと等を踏まえ、初等中等教育局の判断により事前に情報提供を行うこととしたもの。
- ・事務所に持参した際、池田議員事務所から、追ってメールでも送付してほしい、という趣旨の依頼があった。
- ・同日17:04頃、教育課程課課長補佐から、持参したものと同じ質問状をメールにて池田議員事務所に送信。(資料は別途保存)

○池田議員より初中局長に質問状に関する2点のコメント

- ・夕方、初等中等教育局長が池田議員事務所を訪れた際、在室していた池田議員から、質問状に関し、「交通費や謝金の支出について出所を聞いていっているのに金額がないのはなぜですかね。」、また、「200人と書いてあるけど、動員とかなかったんですかね。」という趣旨のコメントがあった。
- ・これら2点のコメントも参考にしつつ、初等中等教育局長が質問状について3点修正することを判断し、教育課程課に対して電話で修正を指示。
(資料は別途保存)
- ・なお、池田議員からのコメントは、修正を指示するようなものではなく、この修正は、初等中等教育局の判断で行ったもの。
- ・初等中等教育局長の指示を受け、教育課程課にて質問状を修正し、17時44分頃、池田議員事務所にメールにて送信。(資料は別途保存)

平成30年4月10日(火)
文部科学省初等中等教育局
教 育 課 程 課

○教育課程課課長補佐から名古屋市教育委員会に事実確認を依頼

- ・初等中等教育局長からの指示を受けて教育課程課において修正した質問状を、18時04分頃、メールにて送信。(資料は別途保存)

3月 5日(月)

○名古屋市教育委員会から教育課程課課長補佐に回答

- ・17時05分頃、メールにて回答を受信。(資料は別途保存)
- ・この回答にて、前次官を講師として招いた経緯等が十分に明らかとならなかつたため、初等中等教育局において、追加質問を行うことを判断し、追加質問状を作成。

3月 6日(火)

○教育課程課課長補佐から名古屋市教育委員会に追加の事実確認を依頼

- ・8時35分頃、メールにて追加質問状を送信。(資料は別途保存)

3月 7日(水)

○名古屋市教育委員会から教育課程課課長補佐に回答

- ・11時58分頃、メールにて回答を受信。(資料は別途保存)

○池田議員へ回答をご説明

- ・3月5日(月)及び7日(水)の2回に名古屋市教育委員会からの回答について説明。

(了)